

【入札公告】自動販売機に係る県有財産（宮古フェリーターミナル）の貸付け

次のとおり条件付き一般競争入札に付する。

令和 3年 3月 2日  
岩手県知事 達増 拓也

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機に係る県有財産（宮古フェリーターミナル）の貸付け  
(2) 貸付場所、面積（設置台数）

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積（設置台数等）
宮古港 フェリーターミナル	宮古市磯鶏第4 地割114番地1	建物	1階ホール	1.122 m <sup>2</sup> (本体：幅0.9m×奥行1.12m×1台) (回収ボックス：幅0.31m×奥行0.37m)

※ 貸付面積には放熱余地及び空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

(3) 貸付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に1年延長されるものとし、令和6年3月31日まで同様とする。

(4) 入札方法 下記に示すとおり。

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積	自動販売機設置台数・販売品目		最低貸付価格	入札の日時・場所	
					台数	品目		日時	場所
宮古港フェリーターミナル	宮古市磯鶏第4地割114番地1	建物	1階ホール	1.122 m <sup>2</sup>	1	飲料	27,214 円	令和3年3月19日	午前10時00分

なお、本案件は種別が建物であることから落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格を有し、令和 2・3・4 年度自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 入札日において、岩手県から、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における入札参加制限措置を受けていない者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

交付場所	問い合わせ先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県県土整備部県土整備企画室用地担当	電 話 019-629-5884 ファックス 019-629-9130 電子メール AG0001@pref.iwate.jp

### 4 質問書の受付及び回答方法

入札説明書等に対し質問がある場合は、質問書（別紙様式）により令和 3 年 3 月 2 日（火）から令和 3 年 3 月 10 日（火）午後 4 時 30 分までに上記 3 に示す場所に提出（郵送又は F A X による提出可）すること。また、回答は質問者に対し、F A X 等により個別に行う。

### 5 入札参加申込

入札参加者は、次の書類を物件ごとに令和 3 年 3 月 12 日（金）午後 4 時 30 分までに 4 の場所に提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが、簡易書留とし、期日必着とする。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（別紙 1）

イ 誓約書（別紙 2）（代理人により入札する場合であっても本人（入札参加申込者）の誓約書）

ウ カタログ等

(2) 入札日の前日までの間において、岩手県知事から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとする。審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(4) 審査結果は、令和 3 年 3 月 17 日（水）までに電話等により通知する。

6 入札、開札の日時及び場所

上記1（4）に示すとおり

7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札参加者への参加を希望する者に求められる事項 この条件付一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和3年3月12日（金）午後4時30分までに3の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 県があらかじめ公表した最低貸付価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は入札説明書による。